

「新産業創出等推進事業促進計画」に基づく県税の課税免除 (福島復興再生特別措置法)

「福島イノベーション・コースト構想」推進のため、新産業創出等推進区域内において対象施設等を新設又は増設し、事業の用に供した場合、申請手続きをすることにより事業税及び不動産取得税等の課税免除を受けることができます。

1 対象区域

新産業創出等推進区域（以下15市町村の一部）

〔いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村〕

2 対象事業者

「新産業創出等推進事業実施計画」を作成し、**福島県知事の認定**を受けた個人事業者又は法人。

（窓口）各地方振興局企画商工部

3 対象業種

「福島イノベーション・コースト構想」の重点6分野に関連する業種

- ① 廃炉 ② ロボット・ドローン ③ エネルギー・環境・リサイクル
④ 農林水産業 ⑤ 医療関連 ⑥ 航空宇宙

4 対象となる施設等（①と②の両方の要件を満たす必要があります。）

- ① 令和3年4月20日から令和8年3月31日までの間に取得した施設等であること。
② 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に係る法律（震災特例法）による所得税又は法人税の課税の特例の適用を受ける施設等（機械・装置、建物・建物附属設備、構築物）であること。（中古でない施設等に限ります。）
※「新産業創出等推進事業実施計画」に記載されている必要があります。

震災特例法による所得税・法人税の課税の特例の内容

- ア 機械・装置、一定の器具備品：即時償却又は取得価額の15%の税額控除
イ 建物・建物附属設備、構築物：取得価額の25%の特別償却又は8%の税額控除
※ 震災特例法による課税の特例の要件については、最寄りの税務署にお尋ねください。

5 課税免除の内容

法人事業税	新・増設した施設等を事業の用に供した事業年度から5事業年度分
個人事業税	新・増設した施設等を事業の用に供した年から5年分
不動産取得税	新・増設した施設等である家屋及びその敷地である土地（土地については、対象家屋の垂直投影面積部分が対象となり、当該土地の取得から1年以内に当該土地を敷地とする家屋の建設の着手があった場合に限り。）

6 申請期限

法人事業税	事業の用に供した日の属する事業年度の確定申告期限
個人事業税	事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日
不動産取得税	対象不動産を取得した日から60日を経過する日

※事業税は、2年目以降も各事業年（年度）ごとに申請が必要です。